

小児等の脳脊髄液減少症の治療推進及び保険適用を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等、身体への強い衝撃により脳脊髄液が漏れ、頭痛やめまい、吐き気や倦怠感等の多種多様な症状が複合的に現れる病気である。

その症状は、外見からは分からないため、患者は医療現場や交通事故時の保険関係者等の十分な理解が得られず、心身ともに計り知れない苦痛を受けている。

そうした中、このような症状が脳脊髄液の減少に起因することがあることが近年究明され、治療法として「硬膜外自家血注入（ブラッドパッチ療法）」の有用性が認められ、平成28年4月に保険適用となった。

しかし、現在のところ、脳脊髄液減少症の病態の一つである「脳脊髄液漏出症」の治療については、その診断基準が定められていることから保険適用となっているものの、その他の小児や非典型例の治療については、昨年からはまった診断基準作成のための研究事業に進展がないため、脳脊髄液減少症の大半がいまだに保険適用外となっている。

よって、政府においては、下記の事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 小児及び非典型例の脳脊髄液減少症の診断基準を定め、早期に保険適用とすること。
- 2 国の責任のもと、各都道府県において脳脊髄液減少症に関する研修会を開催すること。
- 3 脳脊髄液減少症についての相談窓口の開設及び小児患者の救済対策を図ること。
- 4 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、当該疾病に関する医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣
（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員